

ゴミの焼却は禁止されています。

野外焼却は、ダイオキシン汚染をはじめとする大気汚染や、悪臭の発生、火災発生の原因にもなることから、法律（「廃棄物処理法」）で原則として禁止されています。ごみを処分する場合は、一般家庭であればごみステーションへ出し、事業所であれば業者へ委託するなどして、野外焼却は絶対やめましょう。

野外焼却が許される場合

- 法律の処理基準に従って、許可を受けた焼却炉などで焼却する場合
- 農業営む、社会習慣上やむを得ない焼却
- たき火など周辺の生活環境に与える影響が軽微な焼却

※ただし、野外焼却が許される場合であっても、周辺の生活環境へ影響が出る場合は、焼却の中止などの改善指導の対象になります。

※野外焼却は一部の例外を除き、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はこれらの併科に処せられることがあります。

野焼きを発見したら以下の事項を分かる範囲で環境課へお知らせ下さい。

○通報者の氏名、電話番号（通報した方の氏名等を公表することはありません）

○発生場所、日時

○燃やしている物の種類

○行為者の住所、氏名

※ 匿名の通報でもお受けいたします。

問合せ： 藤岡総合支所生活環境課
生活環境交通担当
TEL：62-0903
FAX：62-0785